

一般社団法人藤岡多野歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人藤岡多野歯科医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県藤岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、歯科医学及び医術の進歩発展並びに公衆の口腔衛生の普及向上を図り、住民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道高揚
- (2) 歯科医学・歯科医療の進歩発展
- (3) 公衆衛生・歯科保健の増進と啓発
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

ア A会員 藤岡市、多野郡、高崎市新町及び高崎市吉井町地区内に就業し、又は居住し、本会の目的に賛同して入会した歯科医師

イ B会員 藤岡市又は多野郡内にある歯科を標榜する病院又は公立歯科診療所の管理者（仮）であり、本会の目的に賛同して入会した歯科医師

(2) 準会員

正会員の就業する診療所又は病院に勤務し、本会の目的に賛同して入会した歯科医師

(3) 特別会員

本会对し特に功労があった者で理事会において推薦された者

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費の一部又は全部を免除することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員について、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、会員としての地位を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき。
- (2) 全ての会員が同意したとき。
- (3) 除名され、会員たる身分を失ったとき。
- (4) B会員が勤務地の変更等により当該病院等の管理者（仮）でなくなった場合)
- (5) (1)～(4)の理由で正会員が不在となり、新たな正会員の入会がなかった診療所、病院の準会員

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員の3分の2以上の議決に基づき、当該会員に対し、戒告又は除名の処分をすることができる。この場合においては、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 入会金の額並びに会費、負担金の額の決定
- (9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項及び本会の運営に関する重要事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とし定時総会は毎年6月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員数の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。(変更)

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2 前項の場合において、第18条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事6名以上10名以内

(2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 前項のほか、理事のうち若干名を法人法上の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事は、正会員の中から総会の決議において選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会が別に定める規則及び総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を会長に選定する方法によることができる。
- 3 副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、理事会において選定する
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、本会の業務を分担執行する。

- 4 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、自己の業務の執行状況を、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。
- 5 役員に欠員が生じ、又は会長が会務に支障があると認めたときは、第22条により新たに役員を選任することができる。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合においては、総会において議決する前に当該役員に弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第28条 理事又は監事はその職務を怠り、本会に対して損害賠償責任を負担する場合、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、総会の決議によってその損害賠償義務を免除することができる。

(顧問)

第29条 会長は、理事会の決議を経て、本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に答え本会の各種の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 3 顧問の任期は、第25条の規定を準用する。

- 4 顧問の報酬は、理事会の決議を経て決定する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位に従い、当該理事が理事会を招集する

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 会計及び財産

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 事務局

(設置等)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本会の公告は、本会事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第42条 本会には別に定める常設の各委員会、及び裁定委員会、選挙管理委員会、医療安全委員会を置くことができる。また、その他本会の運営に関し必要な事項は、

理事会の議決を経て、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は山川剛、副会長は原茂、専務理事は村川正紀、常務理事は金田泰之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、設立許可のあった日、平成18年 1月 5日から施行する。